ACSES ニュースレター_１９５３号（2020 年 10 月 2 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（13 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・エスカレーターで男児けが　消費者庁「手離さないで」〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
・香川のゲーム条例、違憲と提訴　高校生ら賠償請求、高松地裁〈Web 報道〉
[2] 消防法施行規則の一部改正
◇消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 12 号）〈官報〉
◇消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 13 号）〈官報〉
◇消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 14 号）〈官報〉
[3] 医薬品
◇動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産省告示第 1865 号）〈官報〉
[4] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1868 号）〈官報〉
◇生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1869 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1870 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第 3 号）〈官報〉
◇食品、添加物等の規格基準に定められた食品に残留する農薬等の試験法における留意事項について[令和 2 年 9 月 14 日薬生食基発 0914 第 4 号]〈厚生労働省〉
[6] 廃棄物関係
◇「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」の公布及び「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」の公表について〈環境省〉
◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 24 号）〈官報〉
[7] 温暖化対策関係
◇石炭火力発電ゼロを目指し、NGO ネットワークが発足〈新聞報道〉
[8] その他省庁発表　　１件
[9] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：２件

金木犀（キンモクセイ）

****

[1] *化学物質関係事故、事件関係*

◇*その他の事故、事件*

・エスカレーターで男児けが　消費者庁「手離さないで」

30 日午前 9 時 50 分ごろ、大阪市の大阪メトロ御堂筋線天王寺駅の入り口エスカレーターで、男児（3）が転倒してけがをしたと通行人の女性が 119 番した。男児は右手首を手すりと階段部分の隙間に挟み、病院に運ばれたが、命に別条はない。消費者庁は「エスカレーターに乗る時は子どもの手を離さないで」と保護者らに呼び掛けている。

大阪メトロによると、母親は「(男児が) 1 人でエスカレーターに乗ってしまい、何かにつまずいた」と話している。大阪府警天王寺署は機械の故障や誤作動の可能性はないとみている。エスカレーターは男児が転倒した直後に安全装置が作動し、緊急停止した。＜共同通信　2020 年 9 月 30 日＞

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について

＜環境省　2020 年 9 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/108493.html

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和２年10月１日に行い、判定結果を機構に通知しました。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

医療費等の申請に係る 119件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 30件について医学的判定を行いました※１ 。

これらのうち､石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※１　うち 50件（医療費等：39件、特別遺族弔慰金等：11件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」　https://www.env.go.jp/press/files/jp/114808.pdf

---

・香川のゲーム条例、違憲と提訴　高校生ら賠償請求、高松地裁

香川県で 4 月に施行された子どものインターネット･ゲーム依存症対策条例は憲法 13 条が保障する幸福追求権などを侵害し違憲で、精神的苦痛を受けたとして高松市の男子高校生（17）と母親が 30 日、県に計 160 万円の損害賠償を求め高松地裁に提訴した。

条例は、18 歳未満のゲーム利用は 1 日 60 分（学校休業日は 90 分）まで、スマートフォンの使用は中学生以下は午後 9 時、それ以外は午後 10 時までにやめさせることを目安に、家庭でルールを作って子どもに順守させる努力義務を保護者に課している。罰則はない。ゲームの利用時間を制限する内容の条例は全国初。＜共同通信　2020 年 9 月 30 日＞

****

[2] *消防法施行規則の一部改正*

◇消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 12 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 1 日　号外　第 205 号　34～35 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201001/20201001g00205/20201001g002050034f.html

［備考］　消防法施行規則　第 31 条の６：　消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告

〇消防庁告示第 12 号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十一条の六第七項第六号の規定に基づき、平成十二年消防庁告示第十四号(消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件)の一部を次のように改正する。

令和 2 年 10 月 1 日　　消防庁長官　　横田　真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第一　期間 消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間とする。「期間」という。）は、次のとおりとする。	第一　期間 消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。
一　期間は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。	［新設］
二　前号ただし書の規定により期間が延長された場合において、第三の事由により延長後の期間内に免状の交付を受けることが著しく困難であると登録講習機関が認めるときは、当該機関を更に一年間延長するものとする。	［新設］
第二　交付を受けることが困難であると認められる事情 期間内に免状の交付を受けることが困難であると認められる事情は、次に掲げるとおりとする。 ［一　略］ 二　災害による被害を受けていること。 ［三～六　略］	第二　交付を受けることが困難であると認められる事情 ［同左］ ［一　同左］ 二　災害を受けていること。 ［三～六　同左］
第三　延長後の期間内に交付を受けることが著しく困難であると認められる事由 延長後の期間内に免状の交付を受けることが著しく困難であると認められる事由は、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定するものをいい、同法附則第一条の二第一項の規定により新型インフルエンザ等となされるものを含む。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、登録講習機関の十分に実施されていないこととする。	［新設］
第四　第二の事情又は第三の事由により期間の延長を必要とする者の申出 第二の事情又は第三の事由により期間の延長を必要とする者は、期間が終了する日までに。登録講習機関にその旨の申出をするものとする。この場合におい	第三　第二の事情を有し期間の延長を必要とする者の申出 第二の事情を有し期間の延長を必要とする者は、期間が終了する日までに、第二の事情を証する書類を添えて、登録講習機関に第二の事情をを有する旨

て、第二の事情により期間の延長を必要とする者にあっては、第二の事情を証する書類を添えて申出をするものとする。	の申出をするものとする。
第五　第二の事情又は第三の事由による期間の延長を認めた旨を証する書面の交付 第四の申出を受けた登録講習機関は、第二の事情又は第三の事由による期間の延長を認めた場合においては、当該申出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。	第四　第二の事情を認めた旨を証する書面の交付 第三の申出を受けた登録講習機関は、第二の事情を認めた場合においては、当該申出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。
備考　表中の[　]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、令和二年十一月一日から施行する。

◇消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 13 号）

［官報］　令和２年 10 月１日　号外　第 205 号　35 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201001/20201001g00205/20201001g002050035f.html

［備考］　消防法施行規則　第４条の２の４：　**防火対象物の点検及び報告**

○消防庁告示第 13 号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第九号(消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件)の一部を次のように改正する。

令和２年 10 月１日　　消防庁長官　　横田　真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　前	改　正　後
第一　期間 消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。	第一　期間 消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。
一　期間は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。	［新設］
二　前号ただし書の規定により期間が延長された場	［新設］

合において、第三の事由により延長後の期間内に免状の交付を受けることが著しく困難であると登録講習機関が認めるときは、当該即間を更に一年間延長するものとする。	
第三　延長後の期間内に交付を受けることが著しく困難であると認められる事由 延長後の期間内に免状の交付を受けることが著しく困難であると認められる事由は、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第一条第一号に規定するものをいい、同法附則第一条の二第一項の規定により新型インフルエンザ等とみなされるものを含む。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、登録講習機関の講習が十分に実施されていないこととする。	［新設］
第四　第二の事情又は第三の事由により期間の延長を必要とする者の申出 第二の事情又は第三の事由により期間の延長を必要とする者は、期間が終了する日までに、登録講習機関にその旨の申出をするものとする。この場合において、第二の事情により期間の延長を必要とする者にあっては、第二の事情を証する書類を添えて申出をするものとする。	第三　第二の事情を有し期間の延長を必要とする者の申出 第二の事情を有し期間の延長を必要とする者は、期間が終了する日までに、第二の事情を証する書類を添えて、登録講習機関に第二の事情を有する旨の申出をするものとする。
第五　第二の事情又は第三の事由による期間の延長を認めた旨を証する書面の交付 第四の申出を受けた登録講習機関は、第二の事情又は第三の事由による期間の延長を認めた場合においては、当該申出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。	第四　第二の事情を認めた旨を証する書面の交付 第三の中出を受けた登録講習機関は、第二の事情を認めた場合においては、当該申出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、令和二年十一月一日から施行する。

◇消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 14 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 1 日　号外　第 205 号　36 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201001/20201001g00205/20201001g002050036f.html

［備考］　消防法施行規則　第 51 条の 12：　**防災管理点検及び報告**

○消防庁告示第 14 号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第二十号(消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件)の一部を次のように改正する。

令和 2 年 10 月 1 日　　消防庁長官　　横田　真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第一　期間 　消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の期間(以下「期間」という。)は、次のとおりとする。	第一　期間 　消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の期間(以下「期間」という。)は、、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。
一　期間は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。	［新設］
二　前号ただし書の規定により期間が延長された場合において、第三の事由により延長後の期間内に免状の交付を受けることが著しく困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を更に一年間延長するものとする。	［新設］
第三　延長後の期間内に交付を受けることが著しく困難であると認められる事由延長後の期間内に免状の交付を受けることが著しく困難であると認められる事由は、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定するものをいい、同法附則第一条の二第一項の規定により新型インフルエンザ等とみなされるものを含む。)及びそのまん延防止のための措置の影響により、登録講習機関の講習が十分に実施されていないこととする。	［新設］
第四　第二の事情又は第三の事由により期間の延長を必要とする者の申出 　第二の事情又は第三の事由により期間の延長を必要とする者は、期間が終了する日までに、登録講習機関にその旨の申出をするものとする。この場合において、第二の事情により期間の延長を必要とする者にあっては、第二の事情を証する書類を添えて申出をするものとする。	第三　第二の事情を有し期間の延長を必要とする者の申出 　第二の事情を有し期間の延長を必要とする者は、期間が終了する日までに、第二の事情を証する書類を添えて、登録講習機関第二の事情を有する旨の添えて申出をするものとする。
第五　第二の事情又は第三の事由による期間の延長を認めた旨を証する書面の交付第四の申出を受けた登録講習機関は、第二の事情又は第三の事由による期間の延長を認めた場合においては、当該申出をした	第五　第二の事情を認めた旨を証する書面の交付第さんの申出を受けた登録講習機関は、第二の事情を認めた場合においては、当該申出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする

者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする	
備考　表中の[　]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、令和二年十一月一日から施行する。

****

[3] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（農林水産省告示第1866号）

［官報］　令和2年10月2日　本紙　第344号　7頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201002/20201002h00344/20201002h003440007f.html

○農林水産省告示第1866号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号(医薬品、医療機器等の品質、有効性及、び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和2年10月2日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの((6)から(110)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。)を除く。	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの((6)から(109)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。)を除く。
(1)～(53)　(略)	(1)～(53)　(略)
(54)　豚アクチノパシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型、組換え型毒素)感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(シード)	(新設)
(55)～(160)　(略)	(54)～(159)　(略)

****

[4] *肥料*

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第1868号）

［官報］　令和2年10月2日　号外　第206号　1～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201002/20201002g00206/20201002g002060001f.html

肥料の登録有効期間の更新140件が更新された。

◇生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第1869号）

［官報］ 令和２年10月２日 号外 第206号 ５頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201002/20201002g00206/20201002g002060005f.html
肥料の生産業者又は輸入業者の住所の変更２件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第1870号）
［官報］ 令和２年10月２日 号外 第206号５頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201002/20201002g00206/20201002g002060005f.html
肥料の登録失効17件が公示された。
****
[5] ***食品安全衛生関係***
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第３号）
［官報］ 令和２年10月１日 本紙 第343号 ７頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201001/20201001h00343/20201001h003430007f.html
---
◇食品、添加物等の規格基準に定められた食品に残留する農薬等の試験法における留意事項について［令和２年９月14日薬生食基発0914第４号］
＜厚生労働省 2020年９月14日＞ https://www.mhlw.go.jp/content/000671646.pdf

薬生食基発0914第４号
令和２年９月14日

都 道 府 県
各 保 健 所 設 置 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長

食品、添加物等の規格基準に定められた食品に残留する農薬等の試験法における留意事項について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和２年厚生労働省告示第 310号）が本日公布されたことから、試験を実施するに際しての留意事項を別添のとおり通知します。

（別添）

試験実施に際しての留意事項

１．デキサメタゾン及びベタメタゾン試験法
（１）分析対象化合物
デキサメタゾン
ベタメタゾン
（２）留意事項
１）試験法の概要
デキサメタゾン及びベタメタゾンを、ｎ－ヘキサン及び無水硫酸ナトリウム存在下、アセトニトリルで抽出する。酢酸エチルに転溶した後、エチレンジアミン－Ｎ－プロピルシリル化シリカゲルミニカラムで精製し、液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計（LC-MS/MS）で定量及び確認する方法である。
２）注意点
① デキサメタゾン及びベタメタゾンの LC-MS/MS 測定で、試験法開発時に使用したイオンを以下に示す。
・デキサメタゾン及びベタメタゾン
定量イオン（m/z）：プリカーサーイオン 451、プロダクトイオン 361
定性イオン（m/z）：プリカーサーイオン 451、プロダクトイオン 307
② 試験法開発時に検討した食品：牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛乳、豚の筋肉、鶏の筋肉、鶏の肝臓、鶏卵

****

[6] *廃棄物関係*

◇「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」の公布及び「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」の公表について

＜環境省　2020 年 9 月 30 日＞ https://www.env.go.jp/press/108495.html

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」の公布（添付資料１）及び「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」の公表（添付資料２）についてお知らせします。

１.「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」について

（１）背景

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成５年条約第７号。以下「バーゼル条約」という。）の附属書の一部が令和元年９月24日に改正され、令和３年１月１日から効力を生じることに伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号）について、改正を行うものである。

（２）内容

添付資料１のとおり

（３）施行期日

令和３年１月１日

２.「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」について

（１）背景

バーゼル条約の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の改正が決議された。具体的にどのようなプラスチックが、規制対象に該当するかを適切に判断するため、判断基準を策定する。

（２）判断基準の内容

添付資料２のとおり

（３）適用時期

令和３年１月１日

添付資料

添付資料１　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

https://www.env.go.jp/press/files/jp/114829.pdf

添付資料２　プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準

https://www.env.go.jp/press/files/jp/114830.pdf

◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 24 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 1 日　号外　第 205 号　14～16 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201001/20201001g00205/20201001g002050014f.html

○環境省令第 24 号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項第一号イの規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 10 月 1 日　　環境大臣　　小泉進次郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後			改　正　前		
別表第三			別表第三		
一・二	（略）	（略）	一・二	（略）	（略）
三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物 二 次に掲げるプラスチックのくず イ 次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの (1) 主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のみから成るプラスチックのくず （ｉ）ポリエチレン（別名 PE）のくず （ii）ポリプロピレン（別名 PP）のくず （iii）ポリスチレン（別名 PS）のくず （iv）アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名 ABS）のくず （ｖ）ポリエチレンテレフタレート（別名 PET）のくず （vi）ポリカーボネート（別名 PC）のくず （vii）ポリエーテルのく （viii）（ｉ）から（ｖ）までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず (2) 主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のみから成るプラスチックのくず	B 三〇一一	三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物 二 次に掲げる固形状のプラスチック又はこれらの混合物であって、再生利用するために調製されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。） イ 重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくずであって次に掲げる物 (1) エチレンの重合体のくず (2) スチレンの重合体のくず (3) ポリプロピレンのくず (4) ポリエチレンテレフタラートのくず (5) アクリロニトリルの重合体のくず (6) ブタジエンの重合体のくず (7) ポリアセタールのくず (8) ポリアミドのくず (9) ポリブチレンテレフタラートのくず (10) ポリカーボネートのくず (11) ポリエーテルのくず (12) ポリ硫化フエニレンのくず (13) の重合体のくず (14) アルカン（炭素数が十から十三までのものであって可塑剤であるものに限る。）の重合体のくず (15) ポリウレタンのくず（クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。） (16) ポリシロキサン（別名シリ	B 三〇一〇

	（ｉ）尿素ホルムアルデヒド樹脂(別名ユリア樹脂)のくず （ii）フエノールホルムアルデヒド樹脂(フエノール樹脂)のくず （iii）メラミンホルムアルデヒド樹脂(別名メラミン樹脂)のくず （iv）エポキシ樹脂のくず （ｖ）アルキド樹脂のくず （vi）（ｉ)から(ｖ)までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物(硬化されたものに限る。)のくず (3) 主として次に掲げるふつ素化重合体のみから成るプラスチックのくず(製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限る。) （ｉ）パーフルオロエチレン―プロピレン(別名 FEP)のくず （ii）パーフルオロアルコキシアルカンのくず(テトラフルオロエチレン―パーフルオロアルキルビニルエーテル(別名 PFA)及びテトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル(別名 MFA)を含む。) （iii）ふつ化ポリビニル(別名 PVF)のくず （iv)ふつ化ポリビニリデン(別名 PVDF)のくず ロ ポリエチレン(別名 PE)ポリプロピレン(別名 PP)又はポリエチレンテレフタレート(別名 PET)のみから成るプラスチックのくずの混合物であって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業(再生利用するために調製されたものに限る。)が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの				コーン)のくず (17) ポリメチルメタクリラートのくず (18) ポリビニルアルコールのくず (19) ポリビニルブチラールのくず (20) ポリビニルアセタート(別名酢酸ビニル樹脂)のくず (21) (1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体(ハロゲン化されていないものに限る。)のくず ロ 樹脂又は縮合体のくずであって次に掲げる物(硬化されたものに限る。) (1) 尿素ホルムアルデヒド樹脂(別名ユリア樹脂)のくず (2) フエノールホルムアルデヒド樹脂(別名フエノール樹脂)のくず (3) メラミンホルムアルデヒド樹脂(別名メラミン樹脂)のくず (4) エポキシ樹脂のくず (5) アルキド樹脂のくず (6) ポリアミドのくず ハ 製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないふつ素化重合体のくずであって次に掲げる物 (1) パーフルオロアルコキシアルカンのみから成るくず (2) パーフルオロエチレン―プロピレン(別名 FEP)のみから成るくず (3) テトラフルオロエチレン―パーフルオロプロピルビニルエーテル(別名 PFA)のみから成るくず (4) テトラフルオロエチレンパーフルオロメチルビニルエーテル(別名 MFA)のみから成るくず (5) ポリふつ化ビニル(別名 PVF)のみから成るくず (6) ポリふつ化ビニリデン(別名		

	二～四　(略) 五 次に掲げる繊維のくずであって、再生利用するために調整されたもの(次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。) イ 絹のくず(操糸に適しない繭、糸くず又は反毛した繊維を含む。)であって次に掲げる物 (1)・(2)　(略) ロ～ワ　(略) 六～十八 (略)	(略) B三〇三〇 (略)
四	(略)	(略)
備考　１・２		

	PVDF)のみから成るくず 二～四　(略) 五 繊維のくずであって次に掲げる物 イ 再生利用するために調整された絹のくず(操糸に適しない繭、糸くず又は反毛した繊維を含む。)であって次に掲げる物(絹のくず以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。) (1)・(2)　(略) ロ～ワ　(略) 六～十八 (略)	(略) B三〇三〇 (略)
四	(略)	(略)
備考　１・２		

別表第四

一・二	(略)	(略)
三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物 一～二十(略) 二十一　別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物	(略) A三一一O
四	(略)	(略)
備考　１・２		

別表第四

一・二	(略)	(略)
三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物 一～二十(略) (新規)	(略) (新規)
四	(略)	(略)
備考　１・２		

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

****

[7] *温暖化対策関係*

◇石炭火力発電ゼロを目指し、NGO ネットワークが発足

日本の石炭火力発電所を 2030 年までにゼロにすることを目指す NGO のネットワーク「Japan　Beyond　Coal(ジャパン・ビヨンド・コール)」が 29 日、発足した。石炭火力発電所廃止の機運を高めるために、国内の発電所のデータや石炭火力が気候変動に与える影響などの情報を盛り込んだウェブサイト (https://beyond-coal.jp 別ウインドウで開きます) を開設した。

この日、オンラインで開かれた発足イベントで、国連気候変動枠組み条約の前事務局長クリスティアナ・フィゲレス氏が「30 年までの 10 年間で、世界の温室効果ガスを 50%削減する必要がある。新しく石炭火力発電所を建設する余裕は世界のどこにもない」とメッセージを寄せ、「30 年ゼロ」に賛同した。

石炭火力発電は、化石燃料の中で二酸化炭素の排出が最も多く、天然ガスの 2 倍近くある。発足イベントで気候ネットワークの平田仁子さんは「石炭火力があれば、どんなに省エネ努力をしても吹き飛んでしまう」と話した。

ウェブサイトでは、国内で運転…　　＜朝日新聞　2020 年 9 月 30 日＞

****

[8] *その他省庁発表*

◇令和三年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間に関する告示（文部科学省告示第 127 号）

［官報］ 令和２年 10 月１日　本紙　第 343 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201001/20201001h00343/20201001h003430005f.html

〇文部科学省告示第 127 号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）附則第四項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和三年度の私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年十月一日　　文部科学大臣　　萩生田光一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第四項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、令和二年十月五日から十月十二日までとする。

****

[9] *その他*

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・性別決めるタンパク質発見、阪大　マウス遺伝子を解析

マウスの性別を決定するタンパク質を発見したと、大阪大の宮脇慎吾招へい教員（分子生物学）らのチームが、米科学誌サイエンス電子版に１日付で発表した。これまで性別を決めると考えられてきたタンパク質とは別のもの。チームは「哺乳類の性を決める仕組みの解明が期待できる。今後は人などでも検証したい」としている。

ほぼ全ての哺乳類は、性染色体を「X と X」のペアで持つと雌、「X と Y」で持つと雄になる。チームはこのうち、Y 染色体にある Sry という遺伝子を最新の手法で解析し、これまで知られていなかったタンパク質「SRY―T」を作っていることを突き止めた。＜共同通信　2020 年 10 月 2 日＞

・ピロリ菌が胃炎を起こす仕組み解明　大阪大の研究チーム

胃に感染する細菌「ピロリ菌」が胃炎を起こす仕組みを、大阪大微生物病研究所の山崎晶教授らのグループがつきとめ、米実験医学誌に発表した。ピロリ菌は胃炎や胃潰瘍（かいよう）などを起こし、一部は胃がんにつながるとされる。今回の研究が新たな治療法開発につながる可能性がある。

世界の人口のおよそ半分が感染しているとされるピロリ菌は、病原体を攻撃する免疫細胞の働きを高める。ふつう、この働きが高まると、免疫細胞は病原体を攻撃するが、ピロリ菌は攻撃をかわし、胃炎が起きてしまう。これまで詳しい仕組みは謎だった。

グループは、ピロリ菌が免疫細胞を刺激して働きを高める物質を探し、2 種類の物質「αコレステリルグルコシド」、「αコレステリルホスファチジルグルコシド」を見つけた。ピロリ菌が、感染した相手の細胞のコレステロールを取り込んで、作り出した化合物だった。

マウスの実験で、この化合物が…　　＜朝日新聞　2020 年 9 月 30 日＞

********** 以上 **********